慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	十七世紀の英国に於ける利子論争（其の五）
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.6 (1918. 6) ,p.722(18)- 750(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19180600-0018
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180600-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十七世紀の英國に於ける利子論爭（其の五）

高橋誠一郎

（五）Thomas Manley の六分利子論

Thomas Manley が當面の論敵は嚮に擧げたる小 Thomas Culpeper なり（A Discourse shewing the many advantages that may acerew to this natoin, by the abatement of Usury. 1688.）。

然れども彼れは又之と同一の思潮に棹せる Josiah Child に對しても其の攻擊の矢を射つに於て躊躇せざりき。

彼れは貨幣の利子及び增殖が正當なりや否やに關しては、偏に其の謹嚴なる考査を既に當該問題に就きて公表せられたる諸論篇に讓り、全然之に論及することなしと雖も、唯だ商業及び貿易促進の目的を以てする貨幣の借入は宛も土地若しくは家屋のそれと等しく人類の福利の上に必須缺く可からざるものたるの一事は冒頭先づ之を一言するの要あるものと倣せり。即ち公正なる貸主は有ゆる緊急の場合に農家及び商人の所要に應ず可き其の確實にして且つ迅速なる會計方たるものなればなり。而も「此の『高利』と稱する戰慄す可き物（殊に六分及び其の以上の）は幾多の罪惡と暴虐との原因なりとして攻擊せられ、總ての善を排除し總ての惡を誘致するものは偏に之なりと認めらるゝが故に、余は往々にして其の擁護者たるは辱づ可きの行爲に非ざるなきやを疑へり、然れども被告の審問を終らずして判決を下すは不正なり」と稱して彼れは其の六分利子論を進めたり（Usury at Six per Cent, examined. 一千六百六十九年版 The Preface.）。

Manley は先づ最近に於ける和蘭との戰爭に由りて蒙れる負擔は本來英國民に對し、さまで重大なる苦痛を與ふるものにあらず、唯だ同國に於ける高步の利子が其の經費を大ならしめたるものなりとして之を非難する者を以て、借入金の元本を濫費し、而して後、利子が彼れ等を貧窮ならしめたりと惡罵する浪費者の通態若しくは小盜を絞りて大盜を逸せしむる不公平なる法官に比す可きものなりと倣し、戰爭其の物より蒙れる負擔の頗る大なりしは萬人の等しく感知する所なり、彼我孰れか先づ其の避く可らざる費用の點に關し疲弊するに至りたるやの問題は

姑く之を措き、六分の利子が這次の戰爭をして吾人に取りて著しく負擔の大を致し、若しくは致せる筈なりと做すの論は全然之を否認せざる可らざるものなりと説き、諸般の理由を擧示して、同國民が戰費に由りて困弊を來したること、並に高利が之を助成し、又は助成す可かりしこと極て小なりしの事實を立證し得たりと做せり。即ち若し國王にして其の所領よりの巨大なる收入と立法部の協贊を經たる多額の國費とを有するに拘らず、疫癘及び租稅の滯納に因り、六分の利子を以て六十萬磅を高利貸より借入れたりとせば、其の利子は一ヶ年三萬六千磅に相當す可く、四分の利子を支拂ふに過ぎざる和蘭人に比し、一萬二千磅を餘分に支出することと爲る可きも、而もそは論者が高唱するが如く、船舶の優良、海員の勇氣又は地位及び港灣の利益を以て償ふこと能はざるまでに這次の戰爭より生ずる損害を大ならしめたるものなりと推論せんには餘に些細なる高と謂はざるを得ずと論じたり（Preface pp.1—3）。

然れども恐く論者の計算は吾人のそれと異りて、六に對する三、八に對する四は六十に對する三十、八十に對する四十に等しきより推して、利子の上に於ける僅々二分の相違は資本の上に於ける二倍の相違に等しきものと做し、四分利を以て所要の貨幣を調達し得る國家は建造裝備、其の他の點に於て、吾人が八十磅の費用を以て行ひ得る所のものを四十磅を以て遂行するを得可く、今回の戰爭に際しても亦是に由りて吾人の二分の一に相當する經費を要したるに過ぎすと做すものなり。然も事實の上に於て論者の所謂「莫大なる不權衡」は吾人が曩に辯難したるが如く僅に彼我の間に於ける六十萬磅に對する一萬二千磅の差違たるに過ぎざるなり（同 pp.3—4）。

Manley は低利論者が百惡の根源を六分の利子に覓めんとするを嗤ひ、若し吾人が自國の製品を着用するを廢して、只管外國品を溺愛し、我が放恣を持續するが爲に國内の森林を濫伐しながら、窮乏或は怠慢に由りて其の增殖を等閑に附し、果樹の繁殖を期せず（洵に吾人が其の市場を見出すこと能はざる所に於て）國内の土地に水理を行はず（恐らく水を不用とする所に）、或は若し吾人にして借財を行はんか、縱令吾人が一夜に巨額の金高を無益有害に蕩盡せしが爲なりとするも、而して痴愚放埒の數を盡して赤貧の境涯に墮するとするも、そは悉く皆（確然）六分利の所業

たらざるを得ず。若し又佛國にして英國の製品を禁止し、以て直に其の人民をして自國の產業に依りて生活せしめ、而して吾人が彼れ等の葡萄酒及び其の他の贅物なくして生存すること能はざるまでに奢侈に傾きつゝあるの事實を熟知せる彼れ等は之と交換して吾人の鑄貨を吸收したりとせば、而して若し又西班牙及び葡萄牙が吾が製品を多く購入せざるに至れりとせば、若し又勤勉なる和蘭人が其の製品を彼の地にも輸出して、輓近吾が販路を妨害し、或は又吾が豪奢なる商人が一割五分の利益を以て仍生活すること能はざるに彼れ等の節約なる七分乃至八分の利潤を以て自ら滿足し、且つ其の富を增加しつゝありとせば、若し又吾が貧民の半數が其の隣人に依りて扶持せられ、生活資料の低廉なる際には一週三四日以上勞作を廢し、而して多數は改悛の見込なき無賴漢と化して產業の發達を阻害すること無限なるに反し、彼れ等は其の生產に當り飽くまで勤勉にして、老幼を驅つて勞働せしめつゝありとせば、又若し總ての歐洲諸國が或は慣習に因り、或は賢明なる法律を制定遵奉して、吾人よりも二割、三割乃至十割方低廉に作業することを得可しとせば、論者の所言に從はんか、彼我の間に於ける這般の相違は悉皆六分の利子より生じたる結果なり（歐洲諸國は單に和蘭及び伊太利諸邦の例外を除き、總て皆、吾人よりも高步の利率を有し、且つ上記の諸國と雖も、多くは皆、其の國法の限定を受けずして、出來得る限り多額の利子を取得するの自由を有するの事實を注意せざる可らざるに拘らず）。然らば若し Culpeper の所論にして眞なりとせば、三分乃至四分の利子は能く我が國民をして謹直、正直且つ勤勉ならしめ、我が隣邦の或者をして我が製品を禁止するの非禮を行はしめず、他をして我が商品よりも廉價の販賣を行ひ、我が販路を攪亂せざる可きを敎示し、我が地代を增加し、我が年々の收穫及び生產物を倍加し、勤勉の風を復活せしめ、我が窮民に糊口の途を與へ、我が地產及び森林の荒廢を防止し、次回の戰爭に對して其の經費を輕減し、而して總て普く現在の紊亂せる秩序を恢復するを得可きなり。然れども吾人は這の處方に從ふに先立ち、此の簡單なる利子減殺の投藥が果して克く所期の效果を奏し得るものと見做し得可きや否やを深く考查するの要あり。聰明なる患者も、九死一生の場合に際しては山師醫者の方劑を用ふることなしとせざれども、然らざる際には其の理性と幸福とを大膽なる野師の幻想と獨斷とに依賴せしむるが如きこ

となかる可しと揚言せり（同 4—5）。

Manley は玆に Child が Brief Observations concerning Trade, and interest of money. を擧げて Interest of money mistaken. の著者と等しく和蘭の繁榮策として Child が列記したる最初の十四ヶ條を是認し、殊に信教の如何に關せず、國家に對して忠良を誓へる有ゆる外國人の歸化を許可す可き法律の制定を希望せり。然れども Child が最も力を注ぎたる低利論に至りては固より其の承服する能はざる所にして、彼れは Child が論據を三點に分つて一々之を論駁せんと企てたり。

先づ第一に Child は利子の高き所に於ては其の人民は貧窮、下賤にして商業興らず、之に反し利子低き所に於ては其の人民は富裕にして商業繁盛なりと主張するも、彼れが前者の適例として擧げたる西班牙、蘇格蘭及び愛耳蘭等の諸國にして這般の法律が果して彼れ等を富裕ならしむ可きを想はゞ、自國が貧困の舊態を愛せざる限り、直に其の利率を低減す可きこと明なる可し。是に於て乎、利子高きが故に、彼れ等は貧困の狀態を脫せず、貿易興らざるか、抑も亦、彼れ等が貿易を有せず、貧窮の狀態に在るが故に利子高きかを問はざる可らず。生活資料の低廉及び勞銀の僅小なる事實は屢貧窮なる國家に於て發見せらるゝ所なるも、而も其の原因にあらざると等しく、貧困は通例高率の利子に隨伴するも、而も貨幣の稀少なる地に於ける利子の高きは貧困の原因にあらず、好地位、港灣、貨幣及び商業の缺乏は正に其の眞因たるものなり。低利は性質に於て、又、時期に於て共に富の後に來るものなり、而して低利は富を產むものなりと說く者は原因結果の關係を顚倒し、子を以て母と取違へ、馬の前に車を附するものなり。即ち一國民は正に利子が自然に下降するの以前に於て、先づ富裕たらざる可らず、然らざれば吾人に取りて彼れ等は本末を過れるの觀あり、而して其の反對の主張を爲す者は全歐洲の一般的慣行に悖りたる其の私見を陳ぶるものなり。之が顯著なる實例は和蘭に於て觀る所にして、同地に於ては最近四十ヶ年間に一片の法令だに存せずして利子は自ら六分乃至七分より三分乃至四分に下降するまでに富の充實を來し、而して貸手多くして借手少きに至れるなり。そは十分に低利が富の結果たる可きを立證せるものにして、後者は又經營其の宜しきを得たる商業の結果なり。吾人にして若し草の生育が春の原因にして結果にあらず、又、熱の增加したるが故に太陽の近けるもの

にして、熱を以て單に太陽の近ける結果と見ざることを得ば、吾人亦低利は商業及び富の原因なりと主張して誤なきを得可し。洵に和蘭に於ては利子の低減せられたるが爲に商業の發達を見たるに非ず、却て商業及び富の增大したるが爲に利子は輕減せられたるなり。即ち彼れ等は彼れ等が巨大なる富と繁榮との外、其の二割の利子を徵するを妨ぐ可き何物をも有せざるなり。然れども英國並に貨幣の稀少なる總ての國家に於て利子をして其の法定限度內に抑制するの困難なるは正に貸主の刼掠及び苛刻より來るよりも、寧ろ貨幣の稀少及び借手の多數に因りて生ずるなり、So ripe are affairs with us to be wedded to higher interest, and so fervent nature is to have its course. 云々と主張せり（同 pp.5—6）。

西班牙及び土着の愛耳蘭民が破廉恥、懶惰、傲慢にして安逸に慣れたるは、旋て彼れ等をして貧困ならしめたる眞因なり。輓近愛耳蘭が英國兵の勤勉に由りて著しく改良せられたるの事實は Child と雖も亦、其の書中に於て之を認めざるを得ざりし所なり。由是觀之、一國の貧富の分るゝは利子の高低にあらずして其の人民如何に存するなり。而も吾人は現今の步合以上に利子を引上ぐるに由りて我が貨幣を國內に保留し、財寶の蓄積を我れに齎し、我が放逸奢侈を防止し、而して、單に高利に對する恐怖に基き吾人をして各其の分を守らしむるにあらざれは之に贊することなかる可きなり。蘇格蘭は貿易に對する地の利を缺き、其の港灣、物產亦僅少なるは旋て其の住民を貧困ならしめたる所以なり。即ち此の國に取り貧窮の原因たるものは利子にあらずして國土に存するなり。利子の低減は果して克く是等人民の痴愚を癒治し、或は地位、港灣及び貨物を改善するを得可きか。他方に於て利子の低減若しくは其の餘の崇高なる政策が最近の佛國をして商工業に着手せしむるの誘因と爲りしや。J. C. は佛國が長年月の間、其の利子を七分より變更することなかりし點に關し論及することを敢せざりき。伊太利若しくは和蘭は彼れ等の商業と富裕とを利子の僅少より得たりや、將た彼れ等が天賦の質素と驚嘆す可き黽勉と而して其の幸運なる地位に由りて助成せられたる吾人に存せざる幾多の嘆美す可き技術及び政策とより得たりしや。Surely these have encreas'd their wealth, and made interest low, as it were by a naturall Law; but he that attributes their riches to the former, shews his passion, and robs those Nations of their proper vertues. 云々と論結せ

り（同 p.7）。

第二にChildは利子の低減を以て前會期の始に當り、國王が議會に勸奬したる貿易の差額を取得す可き第一主要の機關なりと做すも、貿易の平衡を保たしむるが爲に特に先づ取締らざるを得ざるものは他に存するにあらずや。吾人にして急速に之が制規を行はざらんか、軈て貸與せらる可き貨幣なきに至るなる可し。而もそは低利に因りて一時克く增進せしむるを得可き所なるも、旋て我が臟腑に喰入り、骨髓を腐蝕せしめ、必然貧窮を誘致し、自己を凋殘せしめ、他を殷富ならしむる底の貿易なり。即ち日々我が財寶を吸收し、我が國產を蔑視するに至らしめ、我が職人をして其の職を失はしめ、旋て我が國內に居住する外國人のみをして獨り人氣ある工匠たらしめ、如何なる商品も佛國製と稱せざれば價値なきに至らしめ、佛國の名を藉りて英國品を賣るの己むなきに至らしむる外國貨物の徒爲にして法外なる消費是なり。斯くて諸般の外國品は續々として國內に輸入せられ、極て廉價なる原料に對して加工するの費用は一切我が國の貨幣を以て支出せられ、爲に我が正貨は夥しく國外に流出し、而してそは國內よりも海外に於て著しく價値大なるが故に一層其の輸出を大ならしめ、斷えず之が名價を陞高せしむるが如き手段に訴ふるに非ざれば救濟の望存せざるなり。斯てレース工の如き國內に於ける勞働者をして其の職を失はしめ、我が地代及び地產に對する唯一の支柱たる國產の酒類其の他の製品は空しく販路を喪ひつゝあるなり云々と論じたり（同 pp. 7—9）。

然もCulpeperは之に對して外國產の美酒、奢侈品の類を禁止し、吾人が悉く勤儉なる農夫と化する時は、國庫の收入は如何にして之を得可きか、而して若し我が外國貿易にして衰頹せんか、我が唯一の鎭護たる航海業の前途は如何なる可きやの反對論を提供せり。先づ國家の收入に就きて答へんに、一志を節約して、地租、人頭稅又は補助金に依りて國家に一片を與ふると、無用の外國品に一志を投じて、國家の關稅收入を一片增加すると孰れが可なるや。尙、吾人は全然無用の消費を非難する者にあらずして、唯だ國內の收穫又は製造品に由りて購入せらるゝ場合を除き、外國品の消費に反對するに過ぎず。若し家產ある人にして放蕩濫費に其の資財を蕩盡し、窮乏の裡に死するも、又は舊家倒れて、成金の世と化するも、其の失ひた

る各片が悉く內國人の手中に歸する間は國家に取りて毫も損害たることなし。吾人が良家の出を尊敬するは單に其の態度動作の之に値するものあるに基くに過ぎざるものなるが、而も國家に取りては Noke の John が富むも Stiles の John が富むも毫も相違あることなし、唯だ其の結果の憂ふ可きは外國人にして這般の紛紜を利し、不知の間に國家を凋落せしむるに在り。次に航海業の前途に關しては、吾人は何人と雖も愼重なる貿易の調整に由りて之を衰滅せしめ、我が無節度及び奢侈を抑制するが爲に航海業を破壞せんとすることなかる可きを希望す。吾人は單に國際貸借の計算に於て諸外國を債務者の地位に立たしむれば足るなり。若し輸入超過の爲に所期の結果を見ること能はずとせば吾人は寧ろ靜止して一切交易を行はず、自國の所產及び工藝品を以て放逸を極め、而して最も多く消費したる者をして最も多く國庫に納付せしめ、以て單に我が國防の爲に戰艦を所有せしめ、是に由りて少くも吾人が既に享有せるものを國內に保留せしむるは、却て我が現在の貿易に由りて吾人が贏ち得る所よりも優れるものあるを主張す云々と。（同 pp. 9—10）。低利が殷富の原因にあらずして、其の結果たることを力說するに由りて Culpeper 父子及び Child の誤謬を指摘し得たる彼れは今や貿易平衡に論入するに及びて極て幼稚にして退嬰的なるマーカンチリストの本體を暴露せり。

第三に Child は數次の利子低減以後、是に由りて、今や二千磅の嫁資は五十年以前に於ける五百磅以上に估料せられず、今や士爵は當時の貴族よりも華美なる衣裳、什器、寶石の類を有し、而して吾人は今や昔時に百倍せる馬車を有するまでに富を增加せりと說くも、先づ第一に嫁資に就きて觀るに、南部地方に於てこそ著しく其の增加を見たれ、商人階級以外に在りては其の割合は論者の主張するが如くさまで著大ならず、北部及び西部に於ては四十年以前、五六百磅の年收と五六人の子女とを有する鄉紳が其の女一人に對し五六百磅の婚資を與ふるの常なりしに今や彼れ等は果して六七百磅以上を與ふるや否やを疑ふなり。而して當時に於て彼れ等は現今と等しき嫁資を與ふるの餘力存したるも、唯だ當時に在りては斯の如き習慣と必要存せざりしなり。即ち八分の利子を生ず可き五百磅は六分の利子に對する七百磅と殆ど相等しきが故なり。而して利子にして低下せんか、嫁資は之に伴ふて增加す可き筈なるに、若し其の事なしとせば我が女子は侍女と爲るか、

或は賤しき職業に着手せざる可らず、而して增加せる婚資を支出すること多ければ、我が鄕紳は利子の低減に由りて他方に受くる利益に比し、却て大なる損失を蒙る可きなり。次に我が被服、家具の奢侈が最近二三十年內に、宛も瘟疫の如く各種各階級殊に都市及び下層社會の間に增長傳播するに至りしは明なる事實なり。而して誰か奢侈放逸は又他の惡風及び德行と等しく國內に於て之が影響を有するを知らざらんや。斯て吾人は單なる利子の低下が這般の優美と奢侈とを齎したりと稱し得可きこと、恰もそが商業及び貿易を產み、若しくは忽布（ホップ）が英國に邪敎を誘へり（同國に新敎の興る少しく以前に此の植物は初めて渡來したるが故に斯の如き戲言を生じたり）と倣し得るに等しかる可きも、而も事實は却て久しき以前より其の勢力を逞しうしつゝありし我が放慢奢侈の風が貿易に營養分を與へて今日の發達を誘起したるに過ぎざるなり。吾人は信賴す可き筋よりして最近二三十年間に著しく富商の數を減少せりとの報道を受けつゝあるも、假に論者の揚言するが如く、我が取引所は五十年前に比し遙に多數の富商を有するに至れりとするも、吾人は密に彼れ等が我が國民の無節制と虛榮心とのみに由りて其の富を致せる者にあらざるなきやを惧るゝなり。殊に三四十年以前に比して地方の窮乏甚しく、洵に吾人が外國人より取得したるものゝ外、吾人をして眞に富裕ならしむるもの存せざるが故に、吾人が市內を於て得たるものは之を田舍に於て失ひつゝあるなり。而して佛蘭西、西班牙、Rhine 河地方、地中海諸島及び Levant 產の葡萄酒並に煙草（我が殖民地產の物を除き）、珈琲、其の他新來の飮料に對する計算と五十年以前に於ける我が每年の消費高に對する正しき研究とを對比する時は吾人は容易に這般の消費を增加せしめたる原因が放蕩及び亂行の增加なりや、將、利子の低下なりやを判定するを得可し。而して若し Child の主張するが如く、利子の低下が現下の盛大なる（寧ろ「酷酊せる」と稱す可き）貿易を齎し、更に之を低減するに由りて愈、之を增加するを得可しとせば、吾人は當に其の發案者に對して滿腔の感謝を表せざるを得ず。而も若し放佚奢侈が低利、貿易又は富の如何を顧慮することなくして這般の異常なる消費を誘致し、我が貿易の活氣を呈したるは彼の徒の巧に主張するが如く、利子低減の結果にあらずして、日々增長しつゝある吾人が放縱なる生活に由りて生じたるものなりとせば、（猶、彼れ等が、敢然主張するが如く、人は利

子の低下に由りて高利貸の恐怖を排除し得たるを以て、其の經費及び奢侈を增加するまでに大膽と爲り、驕て貿易の大發達を來したるものにあらざる限り)、吾人は是に由りて貿易の著大なる增加を贏ち得可しとするも、而も國民は其の富を減退せしむるに至る可し。即ち無用の贅澤物より成る外國品の法外なる消費に由りて生じたる貿易は旋て國內の生產を等閑に附せしめ、外國の農產物及び工藝品の輸入をして著しく自國貨物の輸出に超過せしめ、斯て其の不足を支拂ふが爲に我が正貨は當然國外に流出して、年々歲々我が貧困の度を增加し行くなり。我が車馬及び奢侈品にして果して貿易及び富の確實なる證左たり得可しとせば、職業衰頽の怨言到る處に聞えて、多數の人々は負債の淵に沈み、貧困は各種各階級の人民を襲ひ、牧師管區の窮民は其の數を激增し、自國の製造業は萎靡して振はず、是に依りて扶持たられたる多數の人民は今や手を空しうして失職の悲境に呻吟するに至りたる理由如何と。斯て Manley は卒直なる醫師の如く這の社會的病患の眞因に向つて根本的の治療を企圖せんことを聲明せり(同 pp. 10—13)。

Usury at Six per Cent. examined. の本文は專ら Sir Thomas Culpeper の所論に對する批評より成る。著者は先づ利子の低減は地主及び借地人が共に是に由りて安慰と爲り、別に補償の途存するが故に他に良好の方法なしとせば地租に依りても、國王は其の刻下の所要を補足し得可く、從前如何にするも課稅せらるゝこと能はざりし貸金業者亦事實上彼れ等と等しく納稅するに至る可きものなりとの主張を考査し(pp. 1—3)、第二に利子の低減は各種の改良を可能ならしめ且つ之を奬勵し、或は强制をも行ひて、久しからずして我が富と貿易とに對し唯一の堅實なる基礎たる國內に於ける土地の年收穫を二倍ならしめ(縱令三倍までに達せずとするも)、是に由りて吾人は今や吾人よりも廉價に販賣を行ひつゝある我が隣人を凌駕するを得可しと做せるの論を(pp. 7—14)、第三に我が衰殘の製造業に對し其の生產費を低廉ならしめ、其の販賣を敏活ならしむるに由りて之を復活せしむるを得可しとの論を(pp. 15—22)、第四に有ゆる頭と手とをして地方に在りては土地改良の爲に、都市に於ては商工業の發達に由りて活動せしめ、斯て十分に我が窮民を救濟するを得可しとの論を(pp 23—5)、第五に是に因りてのみ獨り克く我が森林の致命的破壞を防止し得可しとの論を(pp. 26—9)、第六に鄕紳をして合宜の賣却に依りて其の負

債の金部を支拂はしめ、而して尙、克く彼れ等の手中に孰れも其の現在に於て所有するよりも却て優れたる地產を殘す可しとの論を(pp. 30—7)、第七に借手の數の減少、煩累の除去及び保證の擴大に由りて貸主と雖も、寧て仲介業者及び讓渡證書作成業者に對する費用を支拂はざるを得ざるまでに、貨幣は容易に借入れらるゝを得るに至る可しとの論を(pp. 30—46)、第八に建築業者に取りては有利に、國家に取りては急速に、倫敦市を再建造せしむるを得可しとの論を(pp. 47—9)、最後に國王の收入をして遙に其の經費に超過するまでに增加せしめ、是に由りて有ゆる土地及び人民に對する租稅の負擔を輕減し、斯て國內の不平を終滅せしめ、以て我が王室の上に主權を確立す可しと做すの論を(It will inviolably establish the Crown of England. 1. By advancement of all his Majesties Revenues. 2. By the welfare of all his Majesties Subjcct. 3. By makiug Land (which is in safe hands) the over bailaneing Scale of Wealth and Power.) を批評せり(pp. 50—3)。

次で Manley は低利に由りて誘致せらる可き禍患を概括して、第一に國民の財寶を數最者の手中に吸引し、而して其の死藏を招致し、是に由りて貿易の衰頽と國家の窮乏とを來す可く、第二に借入る可き資金稀少と爲り、商人は常に其の調達に苦みて時機如何に拘らず、其の貨物の賣却を欲し、總ての商業は斯て悉く抑止せられ、殊に小資本を有するに過ぎざる少壯有爲の商人をして最好の商況を待つこと能はず、大損失を忍びて商品を販賣するの已むなきに至らしめ、第三に現在及び將來に於て無數の寡婦、孤兒及び其の他の無能力者をして甚しき窮迫に陷らしめ、第四に我が鄕紳をして負債を恐るゝの念を減少せしむるに因りて愈其の高を增加せしめ、第五に貴族鄕紳をして彼れ等が次子以下の爲に割讓す可き資產の額を增加するの必要に迫らしめ、第六に貸金業者、仲介業者及び周旋業者の間に幾多の惡計を誘入し、是に由りて火急の必要に迫られたる借手は利子の高率なりし場合に比し、却て間接に多額の金子を徵收せらるゝことゝ爲る可く、第七に和蘭人をして吾人より其の貨幣を回收せしめ、是に由りて商業の大停滯を來す可く、第八に倫敦市建設の業を遲延せしむ可く、而して最後に這般の法制通過の當時に於て既に債務を負ひつゝある鄕紳をして、彼れ等が其の債務を解除し得る以前に於て、幾多の大危急に瀕せしむ可きものと做せり(pp. 53—8)。

Manley は尙、其の著の卷末に於て、友人より提示せられたる一千六百二十三年版の逸名逸題の缺本に就きて更に自說を確證せんとせり。其の要旨は自國鑄貨の實價を減少せしめ、而して外國貨幣の價値をして內外に於て等しからしめ、以て貨幣の窮乏と貿易の衰頽を救濟せんとするに在るものなり（pp. 61—9）。（因に記す、Manley の著書にして吾人に傳存するもの別に A Discourse shewing that the export of wool is destructive to this Kingdom, wherein is also shewed the absolute necessity of promoting our woollen manufacture, and moderating the importation of some Commodities and prohibiting others, with some easie expedients tending thereunto. あり。一千六百七十六年三月八日倫敦に於て免許（ライセンス）を得、一千六百七十七年を以て印行せられたるものにして羊毛の輸出が國家に取りて有害なる可きを論じ、外國產の酒類及び無用の贅物の禁輸を主張し、而して外國の競爭に由りて明に衰徵を呈しつゝある自國の毛織物業を奬勵するの目的を以て事實上、奢侈禁止の古法を復活せんことを希望せるものにして、其の Usury at Six per Cent. examined に表れたる所論と克く一致するものなり）。

Sir Josiah Child は其の A new Discourse of Trade の序文に於て更に Manley の所論を批評し、著者は多くを記せり、而もそは悉く正鵠を失したり、匿名氏の著、Interest of Money mistaken. は之に比して言葉短きも却て多くのものを、より善く說明し得たり、而して前者は後者に負へる所極て大なるが如しと做せり（仝 ii）。彼れは Manley が其の緖言に於て「利子の低減、若しくは其の餘の崇高なる政策が最近の佛國をして商工業に着手せしめたりや。J. C. は同國民が長く其の利子を七分より變更することなかりし事實に論及するを敢せざりき」云々と云へるを捕へて、利子の低下は正に之を爲せり、而して若し彼れの所言を信ずるなくんば、彼れが其の本文內に拔萃したる同國の勅令を參讀す可しと說き、事實佛國民は金利を六分に低下し、更に最近五分に引下げ、瑞典人も亦商事評議員會の設立後、其の利率を一割より六分に低減せりと做せり（ii iii）。「伊太利及び和蘭は彼れ等の商業と富とを利子の低步より得たるや、そも亦、彼れ等が本然の質素、驚嘆す可き勤勉及び嘆賞す可き技術より得たりや」云々に對しては、低利は質素、勤勉及び技術を生むの母なりとの言を以て答へ、利子の低減は二萬 tun の佛國產酒類及び遙に是よりも多量なる諸外國產の酒類を輸入するに至れるの事實あるに拘らず、仍、克く低利は質素の母たるを主

張し得るやの疑問に逢着することあらんも、利子が八分より六分に低下せらるゝの以前に於ては常に現在に比し、約二倍の酒類を輸入したること事實に徴して明なる所にして論者は現今總量四萬五千 tun の酒類が年々英國に輸入せられつゝあるを言明するも、實際吾人は各種の酒類を合して毎年二萬 tun 以上を輸入することなし。是、實に利子の輕減が酒類に對する關稅の增率と相俟ちて擧げ得たる好果なり。論者は佛國產酒類を一 gallon 二志八片と見て、二萬 tun の價格六十四萬磅と積算し、以上は全部英國の損失に歸するものなりと看做すもそは大なる誤算なり。即ち吾人が當然失はざるを得ざる費用は、僅に一 tun 六七磅を越えざる其の原費に過ぎずして、精々總計十二萬乃至十四萬磅に達するのみ。他は悉く運賃、關稅及び其の他我が國王及び國民に對して支拂はるゝ費用なるが故に、毫も國家の損失たることなきものなり。奢侈及び放埒が一家に對すると等しく一國に取りても有害にして、且つ外國貨物、殊に製造品に對する失費が一國に取りて最惡のものなるが故に、出來得る限り之を防止す可きを認むる點に於て彼れも論者と一致すると雖も、而も利子の低減に勝りて一國民を節約勤儉ならしむるものなきは彼れが既に論じたる所にして、論者が奢侈其の他に就きて云々せるの言は悉く彼れ自身の論據を破壞し、却て利子の減少を援助するものなりと說けり。（iv—vii）。

Child は Manley が其の序文の初に於て「吾人は貨幣の利子及び增殖が正當なりや否やに關しては、其の謹嚴なる考査を既に當該問題に就きて公表せられたる諸論篇に讓りて全然之を考究することなし」と稱したると同一の態度を取り、這般の問題に關し公表せられたる意見を諒知せしむるが爲に、一千六百三十四年を以て出版せられ、今や將に再刻に附せられんとしつゝある The English usurer, or usury condemn'd being a collection of the opinions of many of the learned Fathers of the Church of England, and other Divines. を擧ぐるに止めて多く論ずることを爲さずと雖も、而も彼れの所論に據りて、英國の利子が其の隣邦のそれよりも高率なるが故に、我が國土（吾人が共通の母たる）をして卑賤ならしめ、土地の耕作改良を妨害し、商業の發達及び勞働者の就職並に其の增加を阻止し、懶惰及び奢侈を奬勵し、航海、勤勉、技術及び發明を挫折せしむるの事實を明にせば、隣邦に於て行はるゝよりも高率の利子を徴するは、人性自然の知力に依りて直に本來の惡（Malum in se）たるを知る可く、從て縱令神が殊更に

之を禁止したることなしとするも其の罪たること疑なきものと做せり。然るに貸金業者は「借手が余の貨幣に依りて一割二分を利したりとせば、彼れより六分を徵するは余に取りて罪なりや」との問を發するなる可し。即ち貸主は自己の貨幣に依り、借手は其の勤勉に依りて、互に他を利するが故に、彼れ等の間には何等の相互的不正存せざるが如しと雖も、旋て若し授受せられたる利率が隣邦のそれを超過するに至らば、是に由りて重大なる國民的惡結果を生ずるに至る可し。神が猶太人相互の間に徵利貸借を禁じながら、外人に對して貸付くるを許したるは恐く是に由りて自國を利し、他國を害せんとしたるものなる可く、而して彼れ等が貸付くるを許されたるは Gibeon 人（奴隷の奴隷）樵夫、及び汲水夫等の如き彼れ等が滅絶せしむるか又は少くも貧窮の狀態に委することを命ぜられたる者に限れり（vii-x）。

Child は Manley が所論中の新奇なるものとして、先づ彼れが「英國の貿易を損傷し、我が土地を劣惡ならしめたるは利子にあらずして、賃銀の高直なることなり」と稱し、斯て貧民の勞働に對する賃銀を減少せしむるの法律を制定せんとする殘忍なる提言（p.9）を擧げて、之を非難し、第一に論者の意見は事實に於て誤れり、吾人が商戰上の大敵たる和蘭人は其の有ゆる製造人に對し少くも吾人に比し一志に就き二片方多額の工賃を支給するの常なり、第二に普く全世界を通じ、勞銀の高きは國家の富に對する確實なる證左と見るを得可く、勞銀の少きは其の地の貧窮を談るものなり。第三に國家富强の主因たるは人民の夥多及び其の增加を來す可き賢明なる法制なるに、若し法律に據りて我が人民の勞銀が節減せらるゝに至らば、吾人は彼れ等を驅つて更に多額の勞銀を給與せらる可き他の國々に移住するに至らしむ可し。第四に若し或る特殊の職業に於て我れに在りて和蘭よりも多額の工賃を强請せらるゝの事實ありとせば、そは單に結社、特權及び勅許の援に依りて之を爲すを得るものに限るが故に、其の匡正は强制的の法律に依らざるも歸化法に依りて容易に之を行ふを得可し。要するに、法律に據る工賃の節減は貿易未だ發達せざりし往時の夢に屬するものなりと（x—xii）

第二の新奇なる反對論は「吾人にして利子を低減せんか、吾人が宛も小兒の如く急に眼を閉じて、何人も吾人を見ざる可しと思惟する間に、和蘭人も亦同一の態度を取ることなかる可しや」と謂ふに在り（p.—13）。然り和蘭人は吾人が猶、未だ我が

利子を低減せざるに早く、彼れ等の利子を低減せるものなるが故に、彼れ等にして其の舊來の慣例を廢せざる限り、同一の態度を取る可きこと明なり。而も縱令、彼れ等が之を行ふも、我が利子を四分に低下したる吾人は既に彼れ等を追求して、其の利率低減の餘力更に幾許もなきを知るが故に毫も之を憂ふ可きなきなり。第二に若し吾人が即時に彼れ等より所期の利益を得る能はずとするも、而も吾人と共に急速に其の利子を低下する能はざる他の諸外國より更に多くを利得するを得可し。第三に吾人は論者の言の如く、他の諸外國が悉く利子低減の利益を認めて之を斷行する迄に先見の明あるものと思惟すること能はず。第四に一部の諸國に於ては腐敗、貪婪及び高利貸の勢力頗る旺盛にして、斯の如く國民の福利を增進す可き施設を妨害するの實あるなり(xii—xiii)。

論者が我が西班牙及び葡萄牙に對する輸出にして著しく減少せりと做せるは(p. 16)、彼れが無識より來れる幾多の誤謬に對する一例として觀る可きものなり。是等二國に對する貿易は關稅簿に據り、輸出の方面に於て三十年以內に三倍以上に達したるを確證し得可し。彼れは勞銀及び原料が我が隣邦に於けるが如く低廉に、而して金利が和蘭に於けるが如く僅少なりとするも、而も若し我が商人にして今日の如く多額の生活費を要するものとせば、吾人は如何にして費す所遙に少く、商ふ所遙に大なる者の如く克く繁榮を來し得可きやと說くも(p. 21)、利子低減の如く我が商人をして費す所少く、商ふ所大ならしむるものあることなし。即ち利子の低下は商人の數を增加し、商人の多數なるは彼れ等をして少額の利潤を以て商ふの必要に迫らしめ、從て又其の經費を節約せしむるに至らしむ可し。是、多數の富商が利子低減に反對する所以なり。彼れは又我が鑄貨の實價を減殺するに依りて貿易を發達せしめ、我が貨幣を國內に保留せんとするも(p. 43及び Appendix.參照)、斯の如き陳套なる方策は既に屢、西班牙に實施せられて寸效なく、同國が秘魯及び墨耳古に鑛坑を有し、且つ金銀の輸出を嚴禁するの法制あるに拘らず、白貨黃貨は多く逸し去りて、彼れ等の所謂黑貨のみ獨り殘存するに至り、葡萄牙亦最近二十四五年內に三度之を試みたるも、吾人は仍、從前と等しく其の貨幣を取得し、昔に異ることなき銀の高に對して我が貨物を賣却しつゝあるなり。即ち彼れ等が其の貨幣の名價を高むる每に、商人は常に其の商品の賣價を引上げ、貨幣の實價如何を

注意して、其の名價に準ぜざるが故なり(xiv—xvii)。

以上を以て彼れが所論中の斬新なるものは悉く之を論評し盡せり。他の舊套陳腐なるものに就きて云々するは徒に讀者を煩すものなるが故に、之を避く可きも、吾人が本緒言を結ぶの以前に於て一言の要あるは、嚮に此の問題が貴族院に於て討議せられし時、利子が一割なりし際に、土地は二十ヶ年の地代に相當する賣價を有したることを公然主張する者ありしことなり。是、實に記錄に反し、經驗に反し、條理に反したる不可思議、不可信なる妄斷臆說なり。誰か克く重利を以てせば七ヶ年內に、單利を以てするも十ヶ年內に其の貨幣を倍加し得る際に、吾人の先人が二十ヶ年間之を回收すること能はざる土地に投資するまでに愚昧なりしことを信ずるを得んや。余は或人よりして彼れも亦其の非公式の議論に於て利子の低減が土地の價値を進む可きを自認せるも、而もそが果して貿易を增進す可きや否やを疑へる旨を開知せり。然も土地と商業との間に於て、有ゆる時、有ゆる國民の間に存する不可離の親和力を疑ふは無用なり。彼れ等は雙生にして過去に於ても將來に於ても相俱に發育し相俱に衰弱す可きなり云々と主張せり(xvii—xix)。

近世經濟史上に於ける企業家の地位（二）

（フッガー及ウェルザーに關する研究）

阿部秀助

三

老ヤコブは十一人の子寶にして男子七人の中、ウルリヒ、アンドレアス、バンス、ペター、ゲォルグの五人は實業界に身を投じマルクスと末弟ヤコブとは當時に於ける大家の習慣（ナラワセ）として身を宗門に歸するに至れり、然かも其後に於けるフッカー家には不幸相次で發生し、即ちハンスとアンドレアスとはヴェニスに於ける各自の實務的修業を了らざるに先ちて此世を去り、又、ペーターはニュルンベルヒに於て白玉樓中の人と化し(一四七三)更にマルクスは法王廳にありて自家の利益を計りしも之れ亦た千四百七十八年を以て此世を去るに至れり、當時フッガー家の商業はニュルンベルヒ、ブレスラウ、ヴェニス、羅馬を中心として其販路四方に及び、ウル